

大磯町公園緑地里親（アダプト）制度実施要綱

制定 平成21年3月9日 告示第24号

（目的）

第1条 この要綱は、町民にとって身近な公共空間である町の管理する公園、緑地、児童遊園、緑道等（以下「公園等」という。）について、町民が里親となって自主的に美しく、きれいにする活動の実施に関して必要な事項を定めることにより、地域環境に対する意識の向上や公園等への愛着心を高め、町民とのパートナーシップによるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「里親」とは、町との合意に基づいて、公園等の一定区域を自主的に美しく、きれいにする活動を行う団体又は個人（以下「団体等」という。）をいう。

（里親の役割）

第3条 里親が行う活動内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 公園等の清掃及び除草活動
- (2) 公園等の樹木の管理活動
- (3) 公園等の花植え活動
- (4) 公園等の施設の営繕及び施設損傷等の連絡
- (5) その他公園等の美化、緑化に有効な活動

（届出）

第4条 里親になることを希望する団体等は、その活動場所、活動概要その他必要な事項を定め、里親活動届（第1号様式）を町長に提出するものとする。

（協議）

第5条 町長は、前条の里親活動届の提出があったときは、当該里親活動届の内容について団体等と協議する。

（合意）

第6条 町長は、前条の規定による団体等との協議が合意に至ったときは、当該団体等を里親とし、里親活動合意書（第2号様式）にその合意内容を記し、当該里親との間で取り交わすものとする。

2 前項に規定する合意内容に変更が生じるときは、双方協議のうえ、合意内容を変更することができる。

3 町長は、里親が第1項に規定する合意内容を履行しないとき、又は合意内容を逸脱したときは、合意内容に基づく活動を行うよう指導することができる。

（里親の解除）

第7条 里親は、活動を中止しようとするときは、里親活動辞退届（第3号様式）を町長に提出し、合意を解除することができる。

- 2 里親は、前項の里親活動辞退届を提出するときは、事前に町長と協議しなければならない。
- 3 町長は、里親が前条第3項の規定による指導に従わないときは、里親活動解除通知書（第4号様式）により、合意を取り消すことができる。
- 4 里親は、第1項の規定による合意の解除又は前項の規定による合意の取り消しがあったときは、活動区域を原状に回復しなければならない。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

（活動報告）

第8条 里親は、当該年度の活動終了後1月以内に里親活動報告書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。前条による里親の解除があった場合も、同様とする。

（町の役割）

第9条 町長は、里親が行う活動に対して、予算の範囲内で次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 清掃及び除草活動に伴う物品の支給又は貸与
- (2) 樹木の管理活動に伴う物品の支給又は貸与
- (3) 花植えの活動に伴う物品の支給又は貸与
- (4) 施設の営繕等の活動に必要な材料の支給又は物品の貸与
- (5) ボランティア保険の加入
- (6) 活動標示板の設置（第3条第1号から第3号の活動において5名以上で活動する団体で、希望するものに限る。）
- (7) その他里親が行う活動に必要な支援

（助成金）

第10条 町長は、前条第1号から第3号に規定する物品の支給に代えて、公園緑地里親制度助成金（以下「助成金」という。）を交付することができる。

- 2 助成金の交付に当たっては、大磯町補助金等交付規則（昭和33年大磯町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次の手続きにより行うものとする。
 - (1) 規則第3条第1項の規定による交付申請は、公園緑地里親制度助成金交付申請書（第6号様式）によるものとする。
 - (2) 規則第5条の規定による交付決定通知は、公園緑地里親制度助成金交付決定通知書（第7号様式）によるものとする。
 - (3) 助成金は、規則第12条第1項に規定する概算払により交付するものとする。
 - (4) 規則第11条の規定による助成金の交付請求は、公園緑地里親制度助成金交付請求書（第8号様式）によるものとする。
 - (5) 規則第9条の規定による実績報告は、第8条の規定を準用する。
 - (6) 規則第10条の規定による助成金の額の確定の通知は、公園緑地里親制度助成金確定通知書（第9号様式）によるものとする。
 - (7) 規則第14条第2項の規定による返還命令は、公園緑地里親制度助成金返還命令書

(第10号様式)によるものとする。

(物品の管理)

第11条 里親は、活動に伴い支給又は貸与された物品若しくは前条に規定する助成金により購入した物品を適正に管理しなければならない。

(安全の確保等)

第12条 里親は、活動に当たり、事故やけがのないよう安全に十分注意するものとする。

2 里親は、活動中に事故等が発生したときは、直ちに町長に報告するものとする。

(表彰)

第13条 町長は、活動が特に優れていると認める里親があるときは、当該里親を表彰することができる。

(庶務)

第14条 大磯町公園緑地里親(アダプト)制度に関する庶務は、公園緑地担当所管課において処理する。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、大磯町公園緑地里親(アダプト)制度の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

里 親 活 動 届

年 月 日

大磯町長 殿

住 所

氏 名

⑩

連絡先

大磯町公園緑地里親（アダプト）制度実施要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

里親名		
代表者	住所	
	氏名	
	連絡先	
活動員数		
活動場所 (区 域)	公園・緑地・その他 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部	
	面 積	m ²
活動概要	<input type="checkbox"/> 清掃・除草活動	清掃1週間に 回 (トイレ清掃の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 除草1年間に 回
	<input type="checkbox"/> 樹木管理活動	樹木刈込み1年間に 回
	<input type="checkbox"/> 花壇管理活動	花の植替え1年間に 回
	<input type="checkbox"/> 施設営繕活動	営繕内容 ()
	<input type="checkbox"/> その他の活動	
活動期間 (年 月 日～ 年 月 日)		
活動標示板 の設置	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※5名以上の団体で、清掃・除草、花壇管理活動を行う場合に記載してください。	
物品の 支給方法	<input type="checkbox"/> 現物支給 <input type="checkbox"/> 助成金支給	
添付書類	(1)活動員名簿（別紙1） (2)活動場所（区域）の図面 (3)活動計画書（別紙2）	

別紙1

活動員名簿（ 年度）

里親名 _____

番号	氏名	住所	備考（代表者、担当者など）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※この名簿は、大磯町公園緑地里親（アダプト）制度の活動に係るボランティア保険加入の名簿となりますので、記入漏れのないようお願いします。

活 動 計 画 書 (年 度)

里 親 名 _____

活動内容及び予定

支援物品の内容

その他

※支援物品は、希望に添えない場合がありますので事前にご相談ください。

里親活動合意書

大磯町（以下「町」という。）と（以下「里親」という。）は、大磯町公園緑地里親（アダプト）制度実施要綱第6条の規定により、次の事項について合意します。

1 里親の活動場所

〔公園等の名称〕

〔区 域 〕

m²（別紙図面のとおり）

2 里親の活動内容

〔内 容 〕

〔活 動 期 間〕

3 町の支援

〔活動に伴う物品の支給又は貸与〕

〔ボランティア保険〕

4 その他

大磯町公園緑地里親（アダプト）制度実施要綱の規定により町に提出された書類又は今後提出される書類については、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、大磯町情報公開条例の規定による情報公開の対象とします。

年 月 日

里 親 名

住 所

代表者氏名

⑩

大 磯 町

住 所 大磯町東小磯183番地

代表者氏名 大磯町長

⑩

里親活動辞退届

年 月 日

大磯町長 殿

里親名

住 所

代表者氏名

㊟

大磯町公園緑地里親（アダプト）制度における里親活動を中止したいので、大磯町公園緑地里親（アダプト）制度実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 中止する活動場所

[公園等の名称]

[区 域]

m²（別紙図面のとおり）

2 中止する理由

3 中止年月日

4 その他

里親活動解除通知書

年 月 日

里親名
代表者 様

大磯町長

Ⓜ

大磯町公園緑地里親（アダプト）制度実施要綱第7条第3項の規定により、貴団体との合意を取り消します。

1 解除する活動場所

[公園等の名称]

[区 域]

m²（別紙図面のとおり）

2 解除の理由

3 解除年月日

4 その他

里親活動報告書

年 月 日

大磯町長 殿

里親名

住 所

代表者氏名

㊟

大磯町公園緑地里親（アダプト）制度実施要綱第8条の規定により、年度の活動内容を報告します。

1 活動場所

2 活動内容

(1) 主に活動した内容

(2) 活動の詳細

活動月	活動日	参加人員	活動内容
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

※活動状況がわかる写真等を添付してください。

(ここから先は、公園緑地里親制度助成金の交付を受けている里親のみ記載してください。)

3 公園緑地里親制度助成金の収支実績

(1) 収入

区 分	金 額	備 考
公園緑地里親制度助成金	円	
	円	
	円	
合 計	円	

(2) 支出

区 分	金 額	備 考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

※支出の記載に当たっては、領収書（物品等の支出が判るもの）を添付してください。

公園緑地里親制度助成金交付申請書

年 月 日

大磯町長 殿

里 親 名

住 所

代表者氏名

⑩

公園緑地里親制度助成金の交付を受けたいので、大磯町公園緑地里親（アダプト）制度実施要綱第10条第2項第1号の規定により申請します。

1 交付申請の目的

2 活動の概要

別紙「活動計画書」のとおり

3 活動の期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

4 交付申請額

_____ 円

公園緑地里親制度助成金交付決定通知書

年 月 日

里 親 名
代 表 者 様

大磯町長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった公園緑地里親制度助成金の交付について、次のとおり決定したので、大磯町公園緑地里親（アダプト）制度実施要綱第10条第2項第2号の規定により通知します。

1 交付する 交付しない

2 助成金額

_____ 円

3 交付の要件

本助成金の使途は、里親活動に必要な用具、花の苗等の購入に限ります。

公園緑地里親制度助成金交付請求書

年 月 日

大磯町長 殿

里 親 名

住 所

代表者氏名

㊞

年 月 日付けで交付決定のあった公園緑地里親制度助成金について、大磯町公園緑地里親（アダプト）制度実施要綱第10条第2項第4号の規定により、次のとおり請求します。

1 助成金請求額

_____ 円

2 指定振込先

金融機関名 及び 本支店名		預金種目
銀行 信用金庫 農 協		1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他（ ）
口座番号	口座名義人	
	フリガナ	

公園緑地里親制度助成金確定通知書

年 月 日

里親名
代表者 様

大磯町長 ⑩

年 月 日付けで実績報告のあった公園緑地里親制度助成金については、次のとおり確定したので、大磯町公園緑地里親（アダプト）制度実施要綱第10条第2項第6号の規定により通知します。

確定額

_____ 円

公園緑地里親制度助成金返還命令書

年 月 日

里親名
代表者 様

大磯町長 ⑩

年 月 日付けで確定した公園緑地里親制度助成金について、大磯町公園緑地里親（アダプト）制度実施要綱第10条第2項第7号の規定により、次のとおり返還を命じます。

1 返還額の算定

(1) 確定額

_____ 円

(2) 交付済額

_____ 円

(3) 返還額【(2)－(1)】

_____ 円

2 返還期限

年 月 日まで

3 返還理由